平成２４年（フ）第６６号
鹿児島県薩摩川内市原田町30番７号　アーバンハウスⅠ203、前住所鹿児島市田上２丁目３番25号　サンコーポなにわ201号
債務者　妙円園　良
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1295番地11　マンション久木野20号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町湯田2072番地10　花野アパート202号
債務者　髙嶺　盛子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
鹿児島県出水市高尾野町柴引1347番地２、前住所鹿児島県出水市麓町６番81号
債務者　和田　利玄
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
鹿児島県薩摩川内市水引町5340番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市水引町5226番地　塩釜茂広方
債務者　上村　美穂（旧姓塩釜）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字77番地12、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字76番地１
債務者　吉村登志子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１４１号
長野県松本市村井町北２丁目８番23号　クローバーヒル102、前住所長野県松本市村井町北１丁目11番28号　グリーンシティタナカ103
債務者　赤羽　　孝
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１４８号
長野県安曇野市豊科南穂高3046番地１　アルプスドミトリー
債務者　丸山雄一郎
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８０５号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　５棟305号
債務者　萩原　照子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０６号
京都府木津川市木津宮ノ裏102番地６
債務者　濟藤　和男
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
兵庫県豊岡市山王町１番35号、前住所兵庫県美方郡香美町香住区境1104番地の３
債務者　山田　明美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
広島県呉市安浦町内海北５丁目15番23号
債務者　土居　正則（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第８８号
広島県竹原市吉名町876番地１
債務者　田崎　和秀
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１７７号
徳島県徳島市仲之町２丁目８番地の１　コーポ本庄204、旧住所大阪府摂津市東別府１丁目２番10―301号
債務者　田中　功司
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８３号
徳島県小松島市金磯町３番94号　入江マンション103号室、旧住所徳島県阿南市熊谷町熊谷16番地
債務者　湯浅　義則
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
徳島県板野郡北島町鯛浜字外野36番地５、旧住所徳島県板野郡北島町新喜来字北ハリ１番地69
債務者　益井　英輔
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５１号
長野県安曇野市穂高柏原3278番地　市営住宅柏原団地33号
債務者　小林　憲司
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで　長野地方裁判所松本支部